

多利用型海域管理計画素案の新旧対照表
(H18. 10. 25)

多利用型統合的海域管理計画（素案）	修正事務局案 多利用型統合的海域管理計画（素案）	備考
ML 提示案 多利用型統合的海域管理計画（素案）		
<p>1. はじめに</p> <p>(1) 計画策定の背景・目的</p> <p>ア 背景(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床の特徴は、北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。 ・多くの海洋性の種にとって特に重要であり、これらの中には海ワシ類など多くの希少種が含まれている。本地域は多種多様な海洋生物が生息し、特に多くのサケ科魚類や、トドや多くの鰐類を含む海棲哺乳類にとって世界的に重要である。本地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥にとって世界的に重要な地域である。 <p>イ 目的(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、知床世界自然遺産地域内の海域（以下「遺産地内海域」という。）及びその隣接海域における持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保全を目的とする。 <p>(2) 計画の目標(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な水産資源の維持の方策及び海洋生物・生態系の保全管理の措置並びにそれらのモニタリング手法、適切な海洋レクリエーションのあり方を明らかにして、それに基づき適切な保護管理を推進する。 <p>(3) 管理対象地域(変更無し) 距岸3kmまでの遺産地内海域（図面添付）</p>	<p>1. はじめに</p> <p>(1) 計画策定の背景</p> <p>背景(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床の特徴は、北半球で季節流水が来遊する最も低緯度に位置する海域であり、季節流水による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。 ・知床は多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要であり、これらの中には海ワシ類など多くの希少種が含まれている。本地域は多種多様な海洋生物が生息している。例えば、河川に遡上する多くのサケ科魚類や、トド、鰐類を含む海棲哺乳類等が来遊する。本地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥にとって世界的に重要な地域である。 ・知床の周辺海域では、これまで長い間、生物生産量の豊かさに支えられて漁業活動が営まれてきており、海洋生物と共存する形で海洋生態系が維持されてきた。 ・このようなことから、世界自然遺産登録を契機として、海洋生態系の保全と漁業や海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用との共存を将来に亘って図っていく統合的な海域管理が必要となっている。 <p>(2) 計画の目的(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、知床世界自然遺産地域内の海域（以下「遺産地内海域」という。）における海洋環境や海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的とする。 ・この計画においては、海洋環境・生態系の保全管理の措置、主要な水産資源の維持の方策、並びにそれらのモニタリング手法、海洋レクリエーションのあり方を明らかにして、それらに基づき適切な保護管理を推進する。 <p>(3) 管理対象地域(変更無し) 距岸3kmまでの遺産地内海域（図面添付）</p>	

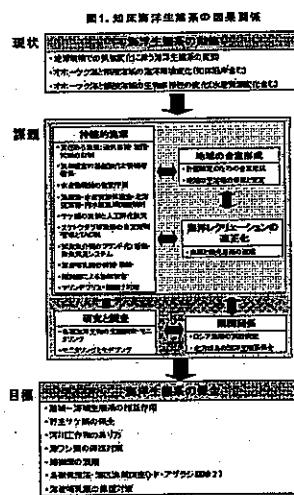
多利用型統合的海城管理計画(案)	修正事務局案	備考
ML 提示案		
<p>2. 保護管理の基本的な考え方</p> <p>(1) 基本方針(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業関係規則や漁業者・漁業団体が当海域で実施している自主管理といった漁業関連のルール及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という。) や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。) 等の既存の法規制を基調とする。 <p>(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方 (海洋生態系の概要)(帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に、生態系は、擾乱と複雑かつダイナミックな不確実性の高いシステムであり、非生物環境と生物との相互作用である構造と生物多様性からなる機能からなり、それら構造と機能にとりわけ大きな影響力をを持つ種をキーストン種という。知床海洋生態系の保護管理にあたっては、キーストン種を指標種と位置付け、不確実性の高いシステムの構造と機能をどのように把握して管理を行っていくかが基本となる。 <p>(遺産地域内の生態系)(帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床世界自然遺産地域における海洋生態系は、①世界最南端の季節海水域であり、②東カラフト海流と宗谷暖流の両方の影響をうけ、③それら両海流の影響により、表層と低層で塩分濃度の異なる二重構造を呈し、魚類の越冬場所として中冷水層が発達、また④サケ科魚類の産卵回遊により、陸域と海域生態系の相互作用が顕著な生態系という特徴を有する。 <p>(低次生産物)(帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物プランクトンーアイスアルジーの位置づけ? (植物プランクトンの位置づけについては文献もなく記載できなかった。植物プランクトン専門家の意見を尊重されることを希望します。) 動物プランクトンに関する研究例は見られないが、知床半島沿岸域に生息する魚類の胃内容物からオキアミ類がキーストン種として位置づけられる。 	<p>2. 保護管理の基本的な考え方</p> <p>(1) 基本方針(北海道環生部執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業関係に関する法規制、並びに海洋レクリエーションや漁業に関する自主的ルールを基調とする。 <p>(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方 (遺産地域内の生態系)(帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床世界自然遺産地域における海洋生態系は、世界最南端の季節流水域であり、東カラフト寒流と宗谷暖流の両方の影響をうけ、それら両海流とオホーツク海起源の中冷水によって複雑な海洋環境を呈し、多様な海洋生物が定住あるいは来遊する。また、サケ科魚類の産卵回遊により、陸域と海域生態系の相互作用が顕著な生態系という特徴を有する。 知床では他の海水域よりも早く海水が溶ける春の初期、アイスアルジーと他の植物プランクトンのブルーム(大發生)が起きる。この海洋生態系では、植物プランクトンから始まる食物網を通して多様な魚類や海洋動物が生息している。例えばスケトウダラはオオワシ、オジロワシやドードの餌資源となる。加えて産卵のため遡上するサケ・マス類はヒグマを含む陸生哺乳類やシマウマ等の猛禽類の重要な餌資源となっている。 <p>(資料挿入(?)：食物連鎖図)</p> <p>(ランドスケープとしての海洋－陸域生態系の相互作用)(帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ類は、人工孵化放流事業により生産される孵化場魚と自然再生産する野生魚に分けられる。孵化場魚は漁業資源として重要であり、野生魚は陸域生態系の生物多様性と物質輸送に貢献している。 なお、海域生態系から陸域生態系への物質輸送に果たすという観点から、サケ類野生魚にももともと孵化場から放流されたが離れて自然再生産しているサケ類も含まれる。 <p>(知床海洋生態系の順応的管理)(帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に、生態系は、擾乱と複雑かつダイナミックな不確実性の高いシステムであり、非生物環境と生物との相互作用である構造と生物多様性からなる機能からなる。生態系の構造と機能にとりわけ大きな影響力をを持つ種をキーストン種といふ。 知床海洋生態系の保護管理にあたっては、このキーストン種や希少種などの中から知床の生態系を特徴付ける種を指標種(後段参照)と位置付け、これらの指標種を、既存の法律や自主的管理ルールによって、順応的管理の考え方に基づき適切な管理を行っていくことを基本とする。 <p>(資料挿入(?)：知床海洋生態系の順応的管理)</p> <p>(適正な漁業管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本海域では、将来にわたって持続的な水産資源の利用による安定的な漁業を営んでいくため、年次別魚種別漁獲量により資源動向を把握し、異変の発見に努めるなど適正な漁業管理に努めている。(北海道環境生活部) <p><u>※ 1 順応的管理</u></p> <p>順応的管理の対象となる生態系は、(1)基本的な情報が得られない不確実な系であり、(2)絶えず変動し得る非定常系であり、(3)境界がはつきりしない開放系である。そのため、順応的管理では、当初の予測がはずれる事態が起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理が必須となる。また、施策は多くの場合リスクを伴うので、その説明責任を果たす義務も必要となる。順応性と説明責任を備えた管理を順応的管理と言ふが、その実施にあたっては合意形成の努力も必要となる。</p>	

多利用型統合的海域管理計画（案） ML 提示案	修正事務局案	備考
<p>(魚介類) (帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本海域に出現する魚類は26目74科223種に及ぶ。その内訳は、北方系魚類155種(70%)、南方系魚類31種(14%)およびその他に分けられる。⁴⁴⁾ さらにそれらの主な内訳は、北方系魚類がカジカ科23種(ギスカジカ、トゲカジカ)、クサウオ科17種、オレイ科17種、トクビレ科13種、タウエガジ科13種、サカサゴ科12種(クロソイ)など、南方系魚類32種がアジ科、フグ科、シイラ科などである。 回遊魚のキーストン種として、サケ類(シロザケ、カラフトマス)とスケトウダラあげられる。 本海域は日本系サケ類にとり最後の幼稚魚の生育場であり、産卵親魚の回遊ルートと位置づけられる。 沿岸魚類のキーストン種であるホッケ、キタノホッケ、アカガヤ、エゾメバル、コマイ、スケトウダラ、ソウハチは、オキアミ類(<i>Thysanoessa inermis</i>, <i>Euphausia longipes</i>, <i>E. pacifica</i>)を卓越的に摂食している場合が多い。その他の餌生物としては、コベボーダ、浮遊性端脚類、底生性端脚類、等脚類、アミ類、クマ類、シロザケ稚魚などがあげられる。 主な漁業対象種はシロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、タラ、ホッケ、スルメイカなどであるが、シロザケ、カラフトマスおよびスケトウダラ(羅臼側のみ)の漁獲量が圧倒的に多い。⁴⁵⁾ <p>(鳥類) (帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等の海鳥類は、知床の沿岸生態系を特徴づける種といえる。 知床半島沿岸は、サケ類等の餌資源を利用するオジロワシやオオワシの海ワシ類にとって重要な越冬地となっている。 <p>(海棲哺乳類) (帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本海域はクジラ類7種にとり季節移動ルート、採餌および繁殖場として重要である。 イシイルカは西部太平洋で唯一繁殖場が確認されており、イワシクジラはIUCN絶滅危惧種に位置付けられる。 トドはIUCN絶滅危惧種であり、本海域ではスケトウダラが重要な餌生物となっている。⁴⁶⁾ <p>(ランドスケープとしての海洋一陸域生態系の相互作用) (帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ類は、人工孵化放流事業により生産される孵化場魚と自然再生産する野生魚に分けられる。孵化場魚は漁業資源として重要であり、野生魚は陸域生態系の生物多様性と物質輸送に貢献している。⁴⁷⁾なお、海域生態系から陸域生態系への物質輸送に果たすという観点から、サケ類野生魚にはもともと孵化場から放流されたが絶代的に自然再生産しているサケ類も含まれる。 <p>(保護管理の考え方) (帰山委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床世界自然遺産地域における海洋生態系の保全を順応的管理に基づき行う。 順応的管理の対象となる生態系は、(1)基本的な情報が得られない不確実な系であり、(2)絶えず変動し得る非定常系であり、(3)境界がはっきりしない解放系である。そのため、順応的管理では、当初の予測がはずれる事態が起こり得ることを、あらかじめ管理体制システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理が必須となる。また、施策は多くの場合リスクを伴うので、その説明責任を果たす義務も必要となる。順応性と説明責任を備えた管理を順応的管理と言うが、その実施にあたっては合意形成の努力も必要となる。 多利用型統合的海域管理計画の概要は図1のとおりである。 		

多利用型統合的海域管理計画（素案） VI. 提示案

修 正 事 務 局 案

備考



- ・ 海域一陸域生態系の相互作用をはかるために、サケ類の野生魚が河川に十分に遡上できる体制を構築する。
 - ・ 海洋生態系の保全は、持続的漁業との連携のもとに行う。
 - ・ 持続的漁業は、漁業管理に関する既存の法規と漁業者の自主規制に基づき行い、新たな漁業規制は設けない。
 - ・ 持続的なモニタリング体制を構築する。

(漁業管理に関する規則) (堀山委員執筆分)

- ・「漁業法」「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」「水産資源保護法」「北海道、海面漁業調整規則」「北海道内水面漁業調整規則」漁業者自主規制（禁漁期と禁漁区の設定、網目制限、自捕船等）

(モニタリング項目) (福山委員執筆分)

- ・海洋構造：海水、東カラフト海流、宗谷暖流、二重構造および中冷水層の動態
 - ・生物生産量：栄養塩、鉄分、植物プランクトン、動物プランクトンの動態
 - ・キーストン種の動態：バイオマス、体サイズ、胃内容物、繁殖形質など
 - ・魚介類：シロデザケ、カラフトマス、ホッケ、キタノホッケ、アカガヤ、エゾメバル、ニマイ、スケトウダラ、ソウハチ
 - ・鳥類：
 - ・海陸哺乳類：トド、ゴマフアザラシ、クラカケアザラシ、イシイルカ、イワシクジラ？
 - ・サケ類の回遊溯上動態：来遊数の時空間変動、回遊ルート、生物情報、遡上動態等

多利用型統合的海城管理計画(案) ML 提示案	修正事務局案	備考
<p>(3) 各種構成要素の保護管理の考え方</p> <p>a. 海洋環境と海洋生態系(桜井座長執筆分)</p> <p>i. 海洋環境と低次生産</p> <ul style="list-style-type: none"> 当海洋生態系を支えている海洋環境と動・植物プランクトンなどの低次生産については、系統的な人工衛星による流水分布、海水温、クロロフィル、流れ場のモニタリング、調査船を用いた物理・化学・生物環境の海洋調査、および海中に設置した観測ブイなどにより、その動向を的確に把握する。 特に低次生産は、地球規模での気候変化に連動する海洋環境変化に直接影響を受けており、オホーツク海の流水の動向、東樺太寒流と宗谷暖流の季節・経年変化、地形や風に応答する湧昇、オホーツク海中冷水の挙動などについて集中調査を行う。 これらの調査により、当海域および周辺海域の海洋生態系の低次生産過程と生産力の推移を求め、より高次の生態系構成種を支えるボトムアップによる環境収容量、生態系の多様性への影響などを明らかにする。 <p>ii. 海洋汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> オホーツク海に流入する河川や海流・大気からの多種多様な海洋汚染物質は、食物連鎖を通じた生物濃縮による高次な海洋生物の生命を脅かす。また、サハリン北部の油井開発に伴う突発的な原油流出は、沿岸生態系に深刻な影響をもたらす恐れがある。 当海域の海洋環境の適切な保全のためには、陸域からの汚染物質流出の防止に努める。また、高次動物への有機農薬類、微小金属元素類などの体内蓄積状況を、適宜モニタリングする。 突発的な原油流出については、その影響を事前に評価し、その応急対策を固る。 <p>iii. 漂流漂着ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流漂着ゴミによる当該海洋生態系への悪影響の軽減と沿岸環境の保全のため、ゴミ類の不法投棄防止の啓蒙活動として、知床世界自然遺産の現状を全国に発信する体制を整備する。 当該沿岸の漂着物については、ボランティア活動を含む撤去作業を定期的に実施する。 	<p>(3) 各種構成要素の保護管理の考え方</p> <p>ア. 海洋環境と海洋生態系(桜井座長執筆分)</p> <p>(ア) 海洋環境と低次生産</p> <ul style="list-style-type: none"> 当海域の海洋環境や、指標種以外の構成種については、構成要素や構造の把握のための調査研究を推進するとともに、順応的管理のためのモニタリング調査を推進し、その動向を的確に把握していくことが管理上重要である。 気象や、水象、流水動態等の各種解析の基礎となる海洋環境や、指標種以外の構成種把握のためのモニタリング体制の充実を図る。 <p>(イ) 海洋汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> オホーツク海に流入する河川や海流・大気からの多種多様な海洋汚染物質は、食物連鎖を通じた生物濃縮による高次な海洋生物の生命を脅かす。また、サハリン北部の油井開発や周辺海域における船舶事故等に伴う突発的な原油流出は、沿岸生態系に深刻な影響をもたらす恐れがある。 当海域の海洋環境の適切な保全のためには、陸域からの汚染物質流出の防止に努める。また、高次動物への有機農薬類、微量金属元素類などの体内蓄積状況を、適宜モニタリングする。 突発的な原油流出については、その影響を事前に評価し、その応急対策を固る。 <p>(ウ) 漂流漂着ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流漂着ゴミによる当該海洋生態系への悪影響を軽減と沿岸環境の保全のため、ゴミ類の不法投棄防止の啓蒙活動として、知床世界自然遺産の現状を全国に発信する体制を整備する。 当該沿岸の漂着物については、ボランティア活動を含む撤去作業を定期的に実施する。 	

多利用型統合的海城管理計画（素案） ML 提示案	修 正 事 務 局 案	備 考
<p>b.魚介類（牧野委員・大隈氏（水産庁）執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床周辺海域では、生物生産の豊かさに支えられて、昔から漁業活動が活発に行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた歴史的経緯がある。 漁業により利用されている主な生物資源は、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラである。 これら主要な水産資源については、これまで調査等により資源動向の把握が行われ、漁業関係法令や漁業者・漁業団体の自主的な取組みにより、資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖などが行われており、資源の状況と漁獲のバランスを保ち、持続的な利用が可能となるよう多大な努力が払われてきた。 漁業を基幹産業とする同地域においては、これらの努力は今後とも当然継続されていくものである。 よって、遺産地域内海城の生態系の指標種のうち魚介類としては、漁獲量も多く情報が豊富なシロザケ、カラフトマス、スケトウダラに注目し、漁獲情報等も最大限活用しながら各種調査や情報収集等を行う。 	<p>イ. 魚介類（牧野委員・大隈氏（水産庁）執筆分）+（帰山委員執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床周辺海域に出現する魚類は26目74科223種に及ぶ。その内訳は、北方系魚類155種(70%)、南方系魚類31種(14%)およびその他に分けられる。^{1,2)} さらにそれらの主な内訳は、北方系魚類がカジカ科23種（ギスカジカ、トゲカジカ）、クサウオ科17種、カレイ科17種、トクビレ科13種、タウエガジ科13種、サカサゴ科12種（クロソイ）など、南方系魚類32種がアジ科、フグ科、シイラ科などである。 本海城は日本系サケ類にとり最後の幼稚魚の生育場であり、産卵親魚の回遊ルートと位置づけられる。 沿岸魚類のキーストン種であるホッケ、キタノホッケ、アカガヤ、エゾメバル、コマイ、ソウハチは、オキアミ類 (<i>Thysanoessa inermis</i>, <i>Euphausia longipes</i>, <i>E. pacifica</i>) を卓越的に採餌している場合が多い。その他の真生物としては、コベボーダ、浮遊性端脚類、底生性端脚類、等脚類、アミ類、クマ類、シロザケ稚魚などがあげられる。 回遊魚のキーストン種として、サケ類（シロザケ、カラフトマス）とスケトウダラが挙げられる。 知床周辺海域では、生物生産の豊かさに支えられて、昔から漁業活動が活発に行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた歴史的経緯がある。 漁業により利用されている主な生物資源は、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、タラ、ホッケ、スルメイカなどであるが、シロザケ、カラフトマスおよびスケトウダラ（羅臼側のみ）の漁獲量が圧倒的に多い。 これら主要な水産資源については、これまで調査等により資源動向の把握が行われ、漁業関係法令や漁業者・漁業団体の自主的な取組みにより、資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖などが行われており、資源の状況と漁獲のバランスを保ち、持続的な利用が可能となるよう多大な努力が払われてきた。 漁業を基幹産業とする同地域においては、これらの努力は今後とも当然継続されていくものである。 よって、遺産地域内海城の生態系の魚介類の指標種としては、回遊魚のキーストン種であり漁獲量も多く情報が豊富なシロザケ、カラフトマス、スケトウダラに注目し、漁獲情報等も最大限活用しながら各種調査や情報収集等を行う。 	
	<p>ウ. 海棲哺乳類（小林委員執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床半島沿岸では2目9科22属28種の海棲哺乳類が確認されており、主な海棲哺乳類としては鯨類、イルカ類、トド、アザラシ類などが挙げられる。 知床海域は鯨類にとって、季節移動のルート、採餌および繁殖場として利用されている。 海棲哺乳類は、海洋の食物連鎖における高次捕食者であるため、海洋生態系で注目すべき種である。 しかし、これら海生哺乳類（特にトドやアザラシ類）は北海道の基盤産業である漁業との軋轢が存在しており、各地で問題になっている^{3,4)}。 知床海域は鯨類にとって、季節移動のルート、採餌および繁殖場として利用されている。 トドにとって知床海域は、冬季における妊娠メスの採餌海域として、主にイカやスケンウダラが重要な資源となっている^{5,6)}。 トドは、海洋生態系ピラミッドの中でも高い位置を占めているが、長期的・広域的に見れば個体数が減少しているとされ、絶滅危惧種と評価されている⁶⁾。 しかし、北海道沿岸域においては、トドによる多大な漁具被害が発生し、深刻な問題となっていることから、トドの来遊個体数や生態系の維持に配慮しながら被害軽減を目的に、上原（北海道全体で116頭）を定めた上で捕獲許可を行っていると同時に、被害軽減のための方策の検討も実施されている。 トドは生息範囲が広範に及ぶことから、より包括的な管理が必要と考えらるため、当海域においても指標種として位置付ける。 	

多利用型統合的海域管理計画（案案） 既 提 案	修 正 事 務 局 案	備 考
<p>知床海域に来遊するアザラシ類（主にゴマフアザラシとクラカケアザラシ）にとってこの海域は、エネルギーの蓄え時期である出産前の餌場としてタラ科（マダラ、スケトウダラ、コマイ）、カレイ科、カジカ科、イカ類、タコ類など多種多様なものを餌食、また繁殖場として重要である。</p> <p>道産地内海域に来遊するアザラシ類は、流水上で繁殖する氷縁生態系の高次捕食者であるため、流水が形成される環境やその生態系の構成要素である飼生物との関連が深い。</p> <p>アザラシ類は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする鳥獣保護法の対象種となっている。</p> <p>アザラシ類は、かつて人間に利用されており狩猟されていたが、それらの代用品の普及により狩猟されることがなくなり、近年は個体数を増加していると考えられる。</p> <p>アザラシ類の北海道への来遊個体数の増加に伴い、魚を食い散らす等の漁業被害感情が増加している一方、漁網によるアザラシ類の混獲も存在し、また、被害軽減のために、地域により個体数を定めた捕獲が行われている。これらそれぞれのモニタリングが実施され、情報整理を行っている。</p> <p>d. 海鳥・海ワシ類（環境省執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種・絶滅危惧種及び海洋生態系の上位に位置するという観点から適切な保護管理を図る。 <p>(海鳥類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床半島沿岸域の岩場にはケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等の海鳥類が生息しており、これら海鳥類は、道産地域内の海岸の岩場で営巣を行うなど、道産地域内海域を主要な生息場とし、知床の沿岸生態系を特徴づける種といえる。 ・これら海鳥類については、鳥獣保護法の対象種となっており、今後とも当法律に基づき適切な保護管理を推進する。 ・近年、沿岸域での観光船等のレクリエーション利用による沿岸への過度な接近や餌付け等が海鳥類の生息を脅かしている。 ・環境省版レッドデータブックに絶滅危惧種II類と掲載されているケイマフリは、こうした利用等による影響が特に大きいことから、指標種として、各種調査や情報の収集を行う。 	<p>(アザラシ類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床海域に来遊するアザラシ類（主にゴマフアザラシとクラカケアザラシ）にとってこの海域は出産直前のエネルギーの蓄える繁殖場として重要であり、餌としてはタラ科（マダラ、スケトウダラ、コマイ）、カレイ科、カジカ科の魚類やイカ類、タコ類など多種多様な魚介類が利用されている。 ・道産地内海域に来遊するアザラシ類は、流水上で繁殖する氷縁生態系の高次捕食者であるため、流水が形成される環境やその生態系の構成要素である飼生物との関連が深い。 ・アザラシ類は、かつて人間に利用されており狩猟されていたが、それらの代用品の普及により狩猟されることがなくなり、また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）の対象種となつておらず、近年は個体数が増加していると考えられる。 ・アザラシ類の北海道への来遊個体数の増加に伴い、魚を食い散らす等の漁業被害が増加しているため、被害軽減を目的に、地域により個体数を定めた捕獲が行われている。 ・一方、漁網によるアザラシ類の混獲も存在する。 ・以上のことから指標種として位置づけ適切な保護管理を推進する。 <p>II. 海鳥・海ワシ類（環境省執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種・絶滅危惧種及び海洋生態系の上位に位置するという観点から適切な保護管理を図る。 <p>(海鳥類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床半島沿岸域の岩場にはケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等の海鳥類が生息しており、これら海鳥類は、道産地域内の海岸の岩場で営巣を行うなど、道産地域内海域を主要な生息場とし、知床の沿岸生態系を特徴づける種といえる。 ・これら海鳥類については、「鳥獣保護法」の対象種となっており、今後とも当法律に基づき適切な保護管理を推進する。 ・近年、沿岸域での観光船等のレクリエーション利用による沿岸への過度な接近や餌付け等が海鳥類の生息を脅かしている。 ・環境省版レッドデータブックに絶滅危惧種II類と掲載されているケイマフリは、こうした利用等による影響が特に大きいことから、指標種として、各種調査や情報の収集を行う。 	

多利用型統合的海城管理計画(案案) ML 提示案	修 正 事 務 局 案	備 考
<p>(海ワシ類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床半島沿岸にはオオワシ・オジロワシの2種類の海ワシ類が、冬季に多数渡ってくる。(オオワシ:冬季渡り・オジロワシ:繁殖+冬季渡り)。 知床半島沿岸は、サケ等の餌資源が豊富なため、これら海ワシ類にとって重要な越冬地となっている。 知床の海岸斜面等には、ワシ類が利用する樹木が生育している良好な森林が連続して存在しており、オオワシ・オジロワシにとって重要な生息環境となっている。 オジロワシについては、特に高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地である。 <p>(表挿入予定: 知床半島におけるオジロワシの営巣地数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 両種は知床の海洋生態系における高次捕食者であり、知床の海洋生態系を特徴付ける種であり、指標種とする。 種の保存法に基づく国内希少野生動植物及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されている。 種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されている。 今後ともこれらの法律、計画に基づき適切な保護管理を推進する。 <p>e. その他(牧野委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、遺産地内海域では、従来の観光・レジャー目的の船舶利用や、釣り等に加え、シーカヤックや水上バイク、スキューバダイビングといった形態のレクリエーションも広まりつつある。 こうしたレクリエーションは道内外の多くの市民に親しまれているほか、観光面での地域への経済効果や、文化・教育面でも活用されている。 その一方で、無秩序なレクリエーション利用による漁業操業への支障や生物資源への影響などが懸念されている。 さらに当該地は海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地であり、これらの船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などが海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることが懸念される。 レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また地元の基幹産業である漁業の操業への支障が生じないよう「利用ルール」作りとその普及啓発を推進する。 <p>3. 保護管理措置</p> <p>(1) 海洋環境及び指標種以外の構成種(環境省執筆分)</p> <p>a. 調査研究・モニタリング(環境省執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当海域の海洋環境や、指標種以外の構成種については、構成要素や構造の把握のための調査研究を推進するとともに、順応的管理のためのモニタリング調査を推進し、その動向を的確に把握していくことが管理上重要である。 気象や、水象、流水動態等の各種解析の基礎となる海洋環境や、指標種以外の構成種把握のためのモニタリング体制の充実を図る。 各種調査研究を推進し、当該海域の海洋構造及び生態系の構造把握に努める。 <p>(表挿入(別添?)予定: 調査研究・モニタリング調査計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸浅海域での生物群集構造 陸域生態系と海城生態系の物質循環 海洋生態系の栄養段階と物質循環の動態 等 研究者や、漁協をはじめとする地元関係者、関係行政機関が連携・協力し、調査研究成果に関する情報交換や、周辺海域も含めた観測体制の充実を図ると共に、海洋レクリエーション利用者や地元住民がモニタリングに連携・協力できる体制・手法の検討を図る 	<p>(海ワシ類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床半島沿岸にはオオワシ・オジロワシの2種類の海ワシ類が、冬季に多数渡ってくる。(オオワシ:冬季渡り・オジロワシ:繁殖+冬季渡り)。 知床半島沿岸は、サケ等の餌資源が豊富なため、これら海ワシ類にとって重要な越冬地となっている。 これら海ワシ類は IUCN 絶滅危惧種に指定されている。 知床の海岸斜面等には、ワシ類が利用する樹木が生育している良好な森林が連続して存在しており、オオワシ・オジロワシにとって重要な生息環境となっている。 オジロワシについては、特に高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地である。 <p>(表挿入予定: 知床半島におけるオジロワシの営巣地数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 両種は知床の海洋生態系における高次捕食者である。 以上のことから指標種とする。 「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されている。 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という。)に基づく保護増殖事業計画が策定されている。 今後ともこれらの法律、計画に基づき適切な保護の徹底をはかる。 <p>才. その他(牧野委員執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、遺産地内海域では、従来の観光・レジャー目的の船舶利用や、釣り等に加え、シーカヤックや水上バイク、スキューバダイビングといった形態のレクリエーションも広まりつつある。 こうしたレクリエーションは道内外の多くの利用者に親しまれているほか、観光面での地域への経済効果や、文化・教育面でも活用されている。 その一方で、無秩序なレクリエーション利用による漁業操業への支障や生物資源への影響などが懸念されている。 さらに当該地は海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地であり、これらの船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などが海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることが懸念される。 レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また地元の基幹産業である漁業の操業への支障が生じないよう「利用ルール」作りとその普及啓発を推進する。 <p>3. 保護管理措置</p> <p>(1) 海洋環境及び指標種以外の構成種(環境省執筆分)</p> <p>ア. 調査研究・モニタリング(環境省執筆分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当海域の海洋生態系を支えている海洋環境と動・植物プランクトンなどの低次生産については慣続的な人工衛星による流水分布、海水温、クロロフィル、流れ場のモニタリング調査船を用いた物理・化学・生物環境の海洋調査、および海中に設置した観測ブイなどにより、その動向を的確に把握する。 特に低次生産は、地球規模での気候変化に連動する海洋環境変化に直接影響を受けており、オホーツク海の流水の動向、東季太寒流と宗谷暖流の季節・経年変化、地形や風に応答する湧昇、オホーツク海中冷水の拳動などについて集中調査を行う。 これらの調査により、当海域および周辺海域の海洋生態系の低次生産過程と生産力の推移を求め、より高次の生態系構成種を支えるボトムアップによる環境収容力、生態系の多様性への影響などを明らかにする。 <p>表挿入(別添?)予定: 調査研究・モニタリング調査計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸浅海域での生物群集構造 陸域生態系と海城生態系の物質循環 海洋生態系の栄養段階と物質循環の動態 等 研究者や、漁協をはじめとする地元関係者、関係行政機関が連携・協力し、調査研究成果に関する情報交換や、周辺海域も含めた観測体制の充実を図ると共に、海洋レクリエーション利用者や地元住民がモニタリングに連携・協力できる体制・手法の検討を図る。 	

多利用型統合的海城管理計画（案） YL 提示案	修 正 事 務 局 案	備 考
<p>b 保護管理措置（環境省執筆分）</p> <p>○ 開発行為の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海城距岸3kmの範囲の海城は、自然公園法に基づき知床国立公園の普通地域に指定されており、海面の埋め立て等の開発行為を行うためには環境大臣への届出が必要である。今後とも、同法に基づき、適切な保護管理を推進する。 <p>（資料挿入（別添？）予定：同法該当部分概要）</p> <p>○ 海洋汚染の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染の水質汚濁防止法や、海洋汚染防止法等による防止 ・漁業調整規則による海面及び内水面における有害物の漁業又は漏泄の禁止 ・「流出油事故対応マニュアル」をもとにした油汚染時の関係機関の協力・分担 <p>○ 漂流・漂着ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状把握に努めるとともに、関係行政機関の連携・協力のもと、地元自治体や、NPO等によるゴミ拾いボランティア活動等とも協力・連携し、自然環境に配慮しつつ、その除去に努める。 <p>（2）指標種</p> <p>a. サケ類（シロザケ・カラフトマスなど）（永田委員執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面および陸域生態系の相互作用の健全性を維持するため、野生サケ類を十分に遡上させるとともに、その遡上障害を実行可能な範囲で回避する。 ・海面における定置網漁業以外の採捕制限および一部の河口付近や全ての河川内におけるシロザケ、カラフトマス、サクラマス親魚の採捕禁止措置がとられている。 ・持続的漁業のため一部の河川等でシロザケとカラフトマスのふ化放流事業が行われている。 ・自然生態系の保全と持続的漁業の両立を図るため、今後とも海面および内水面でのサケ類の保護を進める。 ・野生サケ類の個体群維持のために回遊・遡上・産卵に関する生物モニタリングや学術的研究を定期的に行い、順応的管理の徹底を図る。 <p>（資料挿入：「水産資源保護法」、「北海道海面漁業調整規則」、「北海道内水面漁業調整規則」の概要）</p> <p>（資料挿入：「漁業法」に基づく「定置漁業権」、「共同漁業権」の概要）</p> <p>（別添資料検討：道産地域の海城におけるサケ類の管理と利用のルール）</p> <p>b. スケトウダラ（北海道水林部執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケトウダラを対象とする漁業は「刺し網漁業」と「はえ網漁業」で、「北海道海面漁業調整規則」に基づく許可制により、漁業が制限されている。 ・スケトウダラについては、（独）水産総合研究センターが主体となって資源調査及び資源評価が行われ、平成8年に発効した「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」に基づいて、水産資源の保存・管理を目的として制定された、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により、国及び道が、採捕量の上限（漁獲可能量（TAC : Total Allowable Catch））を設定し、管理している。 ・また、漁業団体が資源管理協定を締結して、スケトウダラの未成魚の保護措置を講じているほか、漁業者は産卵親魚を保護するため、操業の自肃期間や区域の設定、刺し網の網目制限などの自主的な管理を行っている。 ・今後とも漁業者・漁業協同組合等の自主的な取組みを推進する。 <p>（資料挿入：「漁業法」、「北海道海面漁業調整規則」、「資源管理法」の概要）</p> <p>（別途資料を検討：道産地域のスケトウダラに関する資源管理と利用のルール）</p> <p>（「北海道海城スケトウダラ資源管理協定」、「羅臼漁業協同組合における自主管理の取組」など）</p>	<p>イ. 保護管理措置（環境省執筆分）</p> <p>（ア）開発行為の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海城距岸3kmの範囲の海城は、「自然公園法」に基づき知床国立公園の普通地域に指定されており、海面の埋め立て等の開発行為を行うためには環境大臣への届出が必要である。今後とも、同法に基づき、適切な保護管理を推進する。 <p>（資料挿入（別添？）予定：同法該当部分概要）</p> <p>（イ）海洋汚染の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法」や、「海洋汚染防止法」等による海洋汚染の防止 ・「漁業調整規則」による海面及び内水面における有害物の漁業又は漏泄の禁止 ・「流出油事故対応マニュアル」や「北海道沿岸海域排出油防除計画」「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」をもとにした油汚染時の関係機関の協力・分担 ・重金属の施策（後日追加記載） <p>（ウ）漂流・漂着ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状把握に努めるとともに、関係行政機関の連携・協力のもと、地元自治体や、NPO等によるゴミ拾いボランティア活動等とも協力・連携し、自然環境に配慮しつつ、その除去に努める。 <p>（2）指標種</p> <p>ア. サケ類（シロザケ・カラフトマスなど）（永田委員執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面および陸域生態系の相互作用の健全性を維持するため、野生サケ類を十分に遡上させるとともに、その遡上障害を実行可能な範囲で回避する。 ・海面における定置網漁業以外の採捕制限および一部の河口付近や全ての河川内におけるシロザケ、カラフトマス、サクラマス親魚の採捕禁止措置がとられている。 ・持続的漁業のため一部の河川等でシロザケとカラフトマスのふ化放流事業が行われている。 ・自然生態系の保全と持続的漁業の両立を図るため、今後とも海面および内水面でのサケ類の保護を進める。 ・野生サケ類の個体群維持のために回遊・遡上・産卵に関する生物モニタリングや学術的研究を定期的に行い、順応的管理の徹底を図る。 <p>（資料挿入：「水産資源保護法」、「北海道海面漁業調整規則」、「北海道内水面漁業調整規則」の概要）</p> <p>（資料挿入：「漁業法」に基づく「定置漁業権」、「共同漁業権」の概要）</p> <p>（別添資料検討：道産地域の海城におけるサケ類の管理と利用のルール）</p> <p>イ. スケトウダラ（北海道水林部執筆分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケトウダラを対象とする漁業は「刺し網漁業」と「はえ網漁業」で、「北海道海面漁業調整規則」に基づく許可制により、漁業が制限されている。 ・スケトウダラについては、（独）水産総合研究センターが主体となって資源調査及び資源評価が行われ、平成8年に発効した「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」に基づいて、水産資源の保存・管理を目的として制定された、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により、国及び道が、採捕量の上限（漁獲可能量（TAC : Total Allowable Catch））を設定し、管理している。 ・また、漁業団体が資源管理協定を締結して、スケトウダラの未成魚の保護措置を講じているほか、漁業者は産卵親魚を保護するため、操業の自肃期間や区域の設定、刺し網の網目制限などの自主的な管理を行っている。 ・今後とも漁業者・漁業協同組合等の自主的な取組みを推進する。 <p>（資料挿入：「漁業法」、「北海道海面漁業調整規則」、「資源管理法」の概要）</p> <p>（別途資料を検討：道産地域のスケトウダラに関する資源管理と利用のルール）</p> <p>（「北海道海城スケトウダラ資源管理協定」、「羅臼漁業協同組合における自主管理の取組」など）</p>	

多利用型統合的海城管理計画(案)	修正事務局案	備考
ML提示案		
<ul style="list-style-type: none"> c. トド(事務局案から変更無し) <ul style="list-style-type: none"> トドは本道漁業に大きな被害を与えており、現在、全道で年間116頭の制限を設けて採捕している。 現在、各種調査や情報収集を行なながら、トドの生態把握・漁業被害の未然防止など、トドと漁業との共存を図る取り組みが検討されている。 <p>(資料挿入「北海道連合海区漁業調整委員会指示」)</p> <ul style="list-style-type: none"> d. アザラシ類(北海道環生部執筆分) <ul style="list-style-type: none"> アザラシ類は2001年まで鳥獣保護法の対象から除外されて扱われており、捕獲頭数には制限がなかった。 2002年以降は、島獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害を防止することを目的とした鳥獣保護法の対象種となっている。 鳥獣保護法の規定に基づき、漁業被害の防止を図るために、鳥獣捕獲許可申請が出された場合、捕獲許可審査基準により期間、人員、頭数等を定めて許可している。 <p>(資料挿入「捕獲許可審査基準」)</p> <ul style="list-style-type: none"> e. 海鳥・海ワシ類(事務局案から変更無し) <ul style="list-style-type: none"> (海鳥類) <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護法に基づく国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、学術研究目的等での捕獲を行うためには環境大臣の許可が必要である。 <p>(資料挿入(別添?)予定:同法の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、同法に基づき適切な保護管理を推進する。 海上レクリエーション利用にあたってのルール・マナーの普及啓発を推進し、海鳥への悪影響を軽減するよう努める。 <p>(海ワシ類) <ul style="list-style-type: none"> 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されており、捕獲や殺傷、譲渡等が禁止されている。 </p> <p>(資料挿入(別添?)予定:両法令の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、これらの法律に基づき適切な保護管理を推進する。 種の保存法に基づき策定された「オジロワシ保護増殖事業計画」に沿って、保護増殖事業分科会での議論を踏まえ、各種保護増殖事業を実施していく。 <p>(資料挿入(別添?)予定:同計画の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全道的な渡りルートの解明や行動生態の把握等に努めるとともに、研究者等が既に継続的に実施している営巣地・繁殖状況の調査等とも協力・連携を推進する。 重要な越冬地となっている海岸斜面の森林の保全に努めるとともに、オジロワシの繁殖期には営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導・普及啓発を行う。 オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ウ. トド(事務局案から変更無し) <ul style="list-style-type: none"> トドは本道漁業に大きな被害を与えており、現在、全道で年間116頭の制限を設けて採捕している。 現在、各種調査や情報収集を行なながら、トドの生態把握・漁業被害の未然防止など、トドと漁業との共存を図る取り組みを検討している。 <p>(資料挿入「北海道連合海区漁業調整委員会指示」)</p> <p>II. アザラシ類(北海道環生部執筆分) <ul style="list-style-type: none"> アザラシ類は2001年まで鳥獣保護法の対象から除外されて扱われており、捕獲頭数には制限がなかった。 2002年以降は、島獣の規定期定に基づき、漁業被害の防止を図るために、鳥獣捕獲許可申請が出された場合、捕獲許可審査基準により期間、人員、頭数等を定めて許可している。 今後とも、同法に基づき適切な保護管理を推進する。 </p> <p>(資料挿入「捕獲許可審査基準」)</p> <p>才. 海鳥・海ワシ類(事務局案から変更無し) <ul style="list-style-type: none"> (海鳥類) <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護法に基づく国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、学術研究目的等での捕獲を行うためには環境大臣の許可が必要である。 </p> <p>(資料挿入(別添?)予定:同法の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、同法に基づき適切な保護管理を推進する。 海上レクリエーション利用にあたってのルール・マナーの普及啓発を推進し、海鳥への悪影響を軽減するよう努める。 <p>(海ワシ類) <ul style="list-style-type: none"> 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されており、捕獲や殺傷、譲渡等が禁止されている。 </p> <p>(資料挿入(別添?)予定:両法令の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、これらの法律に基づき適切な保護管理を推進する。 種の保存法に基づき策定された「オジロワシ保護増殖事業計画」に沿って、保護増殖事業分科会での議論を踏まえ、各種保護増殖事業を実施していく。 <p>(資料挿入(別添?)予定:同計画の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全道的な渡りルートの解明や行動生態の把握等に努めるとともに、研究者等が既に継続的に実施している営巣地・繁殖状況の調査等とも協力・連携を推進する。 重要な越冬地となっている海岸斜面の森林の保全に努めるとともに、オジロワシの繁殖期には営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導・普及啓発を行う。 オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。 	

多利用型統合的海域管理計画（案） ML 提示案	修 正 事 務 局 案	備 考
<p>(3) その他の構成要素（事務局案から変更無し）</p> <p>(海洋レクリエーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床国立公園における利用の適正化については、平成13年度より知床国立公園の望ましい保護と利用のあり方に関して、「利用適正化検討会議」を設置し、検討を進めてきている。 平成16年12月に同会議の了承を経て策定された「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に基づき、動力船やシーカヤックによる海域利用については、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう有一定の「利用の心得」の下での利用を行うよう指導する。 <p>(資料挿入（別添）？) 予定：同基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、水上バイク、ダイビングや冬季の流氷上での体験活動などのレクリエーション利用についても、今後利用状況を把握しながら具体的な取扱方針を検討中である。 動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、昭和59年から関係行政機関により「知床岬地区利用規制措置に関する申し合わせ」により上陸禁止の指導が行われており、この「申し合わせ」等に基づき、関係行政機関等が協力しながら観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。 <p>(資料挿入（別添）？) 予定：同申し合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊魚船や観光遊覧船については、海鳥・海棲哺乳類に影響の出ない航路を遵守するよう、関係機関等と協力・連携し、指導を徹底する。 <p>4. 管理体制と運用（北海道環生部執筆分）</p> <p>(1) 計画の推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"> この計画は、遺産海域の保全に係る各種制度を所管する、環境省、(水産庁)、北海道が相互に密接な連携・協力のもとに一体となった順応的管理を行うこととする。 また、地元の関係団体、地元住民等と合意形成を図りながら各種保護管理措置を進めていくとともに、各保護管理措置の方針や各種の調査結果等の情報については速やかに公開する。 計画の適正な推進に当たっては、必要に応じ知床世界遺産地域科学委員会から助言を得ることとし、環境省、(水産庁)、北海道は斜里町、羅臼町、その他の行政機関、北海道大学などの研究機関、漁業協同組合などの関係団体との協力のもとに、連携して行う。 <p>(2) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の期間は平成24年度までの5か年とし、遺産地内海域及び周辺海域の生態系の変化、保護管理措置に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行い、必要に応じ所要の変更を行う。 なお、調査結果は速やかに公開し、環境省が作成するデータベース等で関係機関が情報を共有することとする。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の推進に当たっては、知床世界自然遺産地域連絡会議、知床国立公園利用適正化検討会議や、その他必要に応じ北海道開発局、森林管理局等との連携を図る。 	<p>(3) その他の構成要素（事務局案から変更無し）</p> <p>(海洋レクリエーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床国立公園における利用の適正化については、平成13年度より知床国立公園の望ましい保護と利用のあり方に関して、「利用適正化検討会議」を設置し、検討を進めてきている。 平成16年12月に同会議の了承を経て策定された「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に基づき、動力船やシーカヤックによる海域利用については、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう関係機関等と協力・連携し指導をしていく。 <p>(資料挿入（別添）？) 予定：同基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、水上バイク、ダイビングや冬季の流氷上での体験活動などのレクリエーション利用についても、今後利用状況を把握しながら具体的な取扱方針を検討中である。 動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、昭和59年から関係行政機関により「知床岬地区利用規制措置に関する申し合わせ」により上陸禁止の指導が行われており、この「申し合わせ」等に基づき、関係行政機関等が協力しながら観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。 <p>(資料挿入（別添）？) 予定：同申し合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊魚船や観光遊覧船については、海鳥・海棲哺乳類に影響の出ない航路を遵守するよう、関係機関等と協力・連携し、指導を徹底する。 <p>4. 管理体制と運用（北海道環生部執筆分）</p> <p>(1) 計画の推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"> この計画は、遺産海域の保全に係る各種制度を所管する、環境省、(水産庁)、北海道が相互に密接な連携・協力のもとに一体となった順応的管理により行うこととする。 また、知床世界自然遺産地域連絡会議等において、地元の関係団体、地元住民等と合意形成を図りながら各種保護管理措置を進めていくとともに、各保護管理措置の方針や各種の調査結果等の情報については速やかに公開する。 なお、調査結果は速やかに公開し、環境省が作成するデータベース等で関係機関が情報を共有することとする。 計画の適正な推進に当たっては、必要に応じ知床世界遺産地域科学委員会から助言を得るとともに、斜里町、羅臼町及びその他の行政機関、漁業協同組合等の関係団体や試験研究機関などとの協力のもとに、連携して行う。 <p>(2) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の期間は平成24年度までの5か年とし、遺産地内海域及び周辺海域の生態系の変化、保護管理措置に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行い、必要に応じ所要の変更を行う。 	